

件名	個人情報に記載された書類の郵送方法について
受付日	平成31年4月10日
ご意見・ご提案の概要	個人情報に記載された書類の郵送方法について、普通郵便の場合と簡易書留の場合があるなど、統一されていないのではないか。
県の考え方	<p>個人情報に記載された文書の郵送方法については、特定記録、簡易書留など相手方に確実に送達したことが確認できる方式によることとし、その旨職員へ通知しているところですが、このたびのご指摘を受け、再度、職員への周知徹底を図ったところです。</p> <p>今後もいただいたご意見を踏まえ、適正な文書の取扱いに努めてまいります。</p>
担当課	総務部 法務・情報公開課